

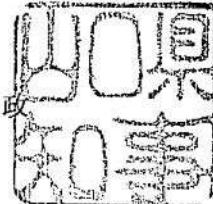
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県東広島市志和町七条桜坂10488番地160
氏 名 株式会社スナダ
代表取締役 砂田 恒延

禁複写

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 崇政



許可の年月日

令和 4年 3月 31日

許可の有効年月日

令和 9年 3月 12日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- 廃酸 (水素付濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- 廃アルカリ (水素付濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- 廃石綿等
- 以上4種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4年 3月 31日 更新許可

令和 7年 5月 21日 変更許可 (変更事項: 特別管理産業廃棄物の種類 (廃石綿等の追加))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無